

議案第 10 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

公益財団法人墨田区文化振興財団

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

公益法人制度改革における経過措置により、特例財団法人とされていた財団法人墨田区文化振興財団が公益財団法人へ移行することに伴い、所要の規定整備をする必要がある。